

2013年1月21日

埼玉県保健医療部・農林部  
食品安全局長

手嶋 顕久 様

埼玉県消費者団体連絡会  
代表幹事 柿沼トミ子  
代表幹事 加藤ユリ  
代表幹事 伊藤恭一

## 「平成25年度 埼玉県食品衛生監視指導計画(案)」 作成にあたっての要望書

日頃より、埼玉県における食品の安全確保対策のためにご尽力いただくとともに、「埼玉県食の安全・安心条例」及び「埼玉県食の安全・安心の確保に関する基本方針」に基づき、消費者参画のもと施策の検討・遂行にご努力されていることに対し、心から敬意を表するものです。

昨年に引き続き、東京電力福島第一原子力発電所の事故に起因する放射性物質による食品汚染や、肉の生食・加熱不足、また、ノロウイルス等による食中毒など多くの消費者は不安に思っております。消費者の健康を守り、不安を解消するための更なるご努力をお願いするところです。

このような中、作成されました平成25年度埼玉県食品衛生監視指導計画(案)については、食品衛生法第24条に従い作成されています。また、同法64条2項では「計画作成時には必要事項を公表し広く住民の意見を求めなければならない」旨、定められているところから、今回の県民コメントの募集は同法に従った手続きだと認識し、下のよう要望書としてとりまとめましたのでよろしくお願い申し上げます。

### 記

#### 1. 全体を通して

今回の計画(案)は、平成24年度までとは構成に変化があり、比較して検討することが困難でした。しかし、関連するものがまとめられ、さらに詳細で解りやすく、目次も検索することが容易なよう工夫をされていて評価するものです。来年度以降、たびたび様式が変わることは困りますが、このようにまとめられ解りやすい計画書の作成をお願いします。

2. P. 3 I 策定の趣旨

食品衛生法第24条について、この計画の中に触れられていることを評価するものです。

3. P. 6 III 食品の危害防止対策

平成24年度の計画には、「食品表示の適正化の推進」の項目がありましたが、今回の計画書では見あたりません。昨年、不適切な保存方法によるボツリヌス菌による食中毒事故が他県で起きました。そのようなことから、危害防止対策の一つとして、県内に流通する食品の保存表示や期限表示の適正化を図るための項目を入れてください。

4. P. 6 (1) カンピロバクター及び腸管出血性大腸菌

埼玉県では、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜の生食についても施設の把握に努められていること、消費者へ提供しないよう指導していることは評価するところです。さらに、その施設で働くすべての人への正しい知識の指導を、引き続き行ってください。また、このことに加え、消費者である県民にも、生食によるリスクについて普及啓発を積極的に行ってください。腸管性大腸菌による食中毒は、食中毒発症者だけの問題だけではなく、周りの人への二次感染が心配されます。そのことから、責任ある行動をとることも指導に加えてください。

5. P. 7 (2) ノロウイルス (3) その他の食中毒への対策

この冬は、ノロウイルスが猛威を振るっているようです。ノロウイルスとは限らずその他の食中毒への対応として、外食や屋外での喫食などで十分に手洗いができない場合の行動や、適切な対処法等の普及啓発を行い、食中毒の発生及び二次感染の防止を図るよう今まで以上に工夫をしてください。

6. P. 8 (4) 営業者への指導

日ごろから営業者が製造工程や原材料規格書などの情報を集積しておくことを指導してくださることは、たいへん心強いことです。それとは別になり危害防止の域ではありませんが、営業者へは食物アレルギーについての学習の機会を設けることを提案します。食物アレルギーをもつ人やその家族にとって安心した食生活を送るために、営業者の正しい理解が欠かせないと考えます。

7. P. 12 1. 食品衛生法に基づく食品等の検査予定数

さいたま市及び川越市と連携し、同一食品の重複検査を防止するという事ですが、昨年さいたま市で重複検査防止の調整についてうかがったところ、調整するのは難しい状況だと回答をいただきました。効果的で効率的な収去検査を行うためには、ぜひとも情報共有や連携に力を入れてください。食の安心に対する信頼性を増すには、多くの品目・項目で確実に検査が行われていることを消費者が認識することだと考えます。

8. P. 12, 13, 14 V 食品等の検査

衛生研究所の移転に伴い、検体数が削減されているということですが、国内産では残留農薬と食品添加物、輸入食品では食品添加物と放射性物質検査の検体数があまりにも少なすぎます。特に、輸入食品においては食品添加物や放射性物質検査、放射線照射の検知検査の必要性が13ページ、14ページに述べられていますが、平成23年度の検査結果数から比較しても、6割にも届いていません。このことは、消費者の不安や行政への不信に繋がるのではないのでしょうか。ぜひとも検体数の増加をお願いします。

9. P. 13 (6) 放射性物質検査

環境部との連携は風評被害をなくすためにも重要です。体制をより強化することを希望します。また、関係各所との連携により広範囲な情報収集を期待します。そのうえでの検査結果の公表は、県民に分かりやすいよう工夫してください。

10. P. 14 (7) その他の検査

平成25年度産米について、カドミウム検査、酸化・過酸化物質検査が記されています。以前から検査をされていたのかもしれませんが、どうして今回の計画案には明記されているのでしょうか。理由をお教えてください。

11. P. 15 (1) と畜検査

牛の検査については、検討しなければならないことや判断しなければならないことなど、今後増えていくことだろうと予想されます。BSE検査を含め、県民にもう少し詳しく伝えるための文章を加えてください。気になっている県民は多いと思います。

12. P. 18 IX 県民参画・リスクコミュニケーションの実施と情報提供

埼玉県内には、埼玉県、さいたま市、川越市とそれぞれ監視指導の区域があります。しかし、様々な食品がいろいろなところに運ばれています。また、多くの県民が県内を移動し生活をしています。そこで、実施結果や検査結果など埼玉県内の全体が見えるような広報を希望します。

13. P. 18 (1) インターネットを活用した情報提供・普及啓発

最新の食品衛生情報や食品等による危害発生防止、食品中の放射性物質の検査結果等の情報を、ホームページや県政ニュースを通じ発信するのは適切な判断だと思います。しかし、緊急性を要するもの、広範囲に情報の提供が必要だと考えられる場合は、公の責任において、特別な体制で、スピード感とあらゆる可能性を考慮した情報提供を求めます。食の問題は、命にかかわることもあります。迅速で、しかも広範囲な情報発信を視野に入れた工夫をお願いします。

14. P. 19 (3) 各種講座等による普及啓発

県政出前講座や食品安全セミナー等による情報提供や普及啓発は効果的で、行政との信頼関係の構築にも有効だと思います。ここ2,3年利用者も増えてきているように感じます。さらに、積極的に小・中・高校生等の若い世代やPTA等での講座利用を呼び掛けてはいかがでしょうか。

以上